

令和 7 年 9 月 10 日
(令和 7 年 9 月 16 日追記)

質問に対する回答書

提出された質問書について、次のとおり回答します。

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
1	令和 7 年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。とありますが逐次申請は可能ですか？	①-1 本年度における本市（本市教育委員会を含む）、本市交通部及び本市立市民病院が発注する物品の購入・業務委託等の競争入札参加資格審査申請の随時受付の受付期間は、本年 9 月 10 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）と定めております。 また、本市ホームページ「【随時受付】物品の購入・業務委託等の競争入札参加資格申請受付」において、案内しておりますので、御確認下さい。 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/nyuusatsu_keiyaku/4534.html ①-2 なお、当質問に対する回答書の公表日が 9 月 10 日であることから、同日に新規で申請手続きを行うことは事実上困難であり、実質的に随時受付による対応はできないこととなります。 ②-1 申請内容の変更について 資格認定後、申請内容に変更が生じた場合については、本市ホームページの「各種書式(入札・契約)」において、案内しておりますので、速やかに契約検査課に御相談下さい。	実施要領 4. 応募条件(1) 応募資格③ア

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
1	令和 7 年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。とありますが逐次申請は可能ですか？	－続き－ 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiyaku/7852.html ②-2 なお、参加表明時に、変更手続き中である場合には、(様式 1)参加表明書、(様式 2)グループ構成表及び(様式 3)会社概要書の上部左側の余白部分に、変更手続き中である旨を記載することとともに、変更予定の項目に変更前と変更後の両方の内容を分かりやすく記載して下さい。 ③ 建設工事等は、随時受付を行っておりませんので、御注意下さい。	実施要領 4. 応募条件 (1) 応募資格③ア
2	提案が達成できないことによる損失とは何を想定しているか？	本プロポーザル 実施要領「4. 応募条件 (5) リスク分担表」に示しているとおり、本事業に関する提案が達成できないことによる損失とは、事業者の責に帰すべき事由により、提案どおりに履行できなかった場合に事業者が負担すべきリスクを指します。 具体的には、リスク分担表に記載されている照明設備の仕様・数量、工期、維持管理方法等について、事業者側の責任により不履行となった場合の費用や損害が想定されます。	実施要領 4. 応募条件 (4) 応募に関する留意事項⑨責任分担

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
3	リース期間は最も短い場合で109か月となるが、リース料総額は120か月分を例えば年払いで支払うことは可能か？	109 回払いと 120 回払いでは、支払い総額が異なるため、不可とします。 〔9月16日追記〕 120 回払いで想定したものを109 回払いとした場合に、11 回分を事業者側に負担を求めるものではありません。 各支払い回数にあった金利を適用してください。	仕様書 3. 契約方式及びリース（賃貸借） 契 約 期 間 ②B. 施工期間が令和 8 年 3 月 31 日から令和 9 年 2 月 28 日までの場合
4	仕様書内に全く説明のない ISO 認証の項目が、様式 3 並びに配点基準に登場してくる意味は何か？	審査に当たっては施工能力や価格面のみならず、事業者の信頼性や継続的な事業遂行能力を総合的に確認する必要があることから、様式 3 及び配点基準に盛り込んでおります。	
5	ISO 認証を取得している工事業者は、八戸市に何件あるか？	ISO 認証の取得状況につきましては、各事業者が任意に取得しているものであり、本市において網羅的に把握しているものではありません。 このため、八戸市内の工事業者における取得件数については、市として正確な数を示すことはできません。	

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
6	「ただし、日程の都合によりプレゼンテーションを省略する場合がある」とありますが書類審査だけで決定することもあるということですか？それで公明正大な審査が担保できるのか？	応募件数や審査日程の調整等により、やむを得ず口頭によるプレゼンテーションを省略せざるを得ない場合を想定したものです。 あくまでも原則はプレゼンテーションを実施するものであり、書類審査のみで決定することは例外的な取扱いとなります。 なお、仮にプレゼンテーションを省略する場合であっても、提出された企画提案書等に基づき、定められた評価基準に従って一律に審査を行うことにより、公平性・透明性を担保しております。	実施要領 10. 審査・選定方法(1)プレゼンテーションの実施

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
7	安定器取り外しは、経産省見解で不要とされています。コストと大量の廃棄物処理に税金を使い、ごみ削減の方針を掲げている貴市の方針に反していないか？	本事業における安定器の撤去は、将来的な保守作業時の誤認防止や、経年劣化による内部絶縁油の漏えいリスクを未然に防止し、児童が安心して学べる環境を確保するために必要な措置です。 安定器を残置することは、いずれ必ず撤去・処分を行わなければならないものであり、やるべき対応を先送りすることになります。 撤去に伴い発生する廃棄物については、法令に基づき適正に処理するとともに、長寿命で省エネルギー性能に優れた LED 照明への更新により、結果として廃棄物の総量削減や資源の有効利用にもつながります。 従いまして、安定器撤去の取扱い、本市が掲げるごみ削減方針に合致しており、安全性・環境保全及び児童生徒の学習環境の確保を同時に実現するものです。 なお、安定器の撤去については、協議の対象とはしないため、優先交渉権者の選定後の協議の場合においてもなお、残置を提案された場合には、本市の方針に適合しないことから契約できないこととなります。	仕様書 5.事業内容（1）⑤
8	【協議期間】指名後の協議期間はどれくらい確保できるか？	おおむね 2 週間程度を予定しております。	

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
9	【動産総合保険】仮使用期間は所有権がリース会社に属していないため、動産総合保険を付保することはできない。 そもそも仮使用期間は八戸市に危険が移転することがなく、『物件に瑕疵がある＝リース開始できない』ため八戸市及びリース会社に損害は発生することはない。 「適切な動産総合保険等に参加し…」となっているが、交換対応等で不具体対応は実現できることから、動産総合保険付保は例示列举であると解釈すればよいのか？	本事業 仕様書(その2)における「5. 事業内容 (6) 各種仕様 ④ 保守点検業務」中の、「受注者は LED 照明設備の設置後からリース期間終了までの間、適切な動産総合保険等に参加し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。」に関する御質問への回答です。 当該規定は、仮使用期間を対象とするものではありません。 したがって、仮使用期間中における動産総合保険の加入は不要ですが、導入グループ及び施工期間ごとに、本市に賃貸料の支払い義務が発生する月の1日から令和18年3月31日までの期間は、動産総合保険を付していただく必要があります。	仕様書(その2) 5 ページ
10	【契約書式】リース契約書について、リース側で官公庁用の書式を準備していることから当該書式をベースとした内容協議が可能か？	本事業の契約につきましては、原則として本市が定める契約書式を使用することとしております。 ただし、リース会社側で官公庁用の標準的な書式を準備している場合には、本市の契約規則等に抵触しない範囲で参考とし、内容協議を行うことは可能です。 最終的には、本市が定める契約条項を基本とし、必要に応じて相互に協議し、合意形成を図ることとなり、万が一協議が整わない場合には、契約できないこととなります。	

	質問内容	回答	資料名及び ページ番号
11	【金利について】施工期限はR9年2月までとなっている。 1年半先の金利情勢は全く見通せない(上昇は避けられない)ため、リース開始までの間に市中金利が高騰した場合、リース料修正にかかる協議を開催することは可能か？ 現時点で金利固定するとなると、相応の金利を載せていく必要があり、市側にメリットを提供しにくくなる。	本プロポーザル 実施要領中の「4. 応募条件 (5). リスク分担表」において、市中金利の変更は「事業者」側のリスクとしております。 施工期間や金利等については、応募者の提案内容に基づき評価される事項であり、その結果により優先交渉権者が選定されます。	実施要領 6 ページ
12	【保守点検業務について】保守点検とはどういう内容か？ 定期巡回などの点検行為は発生するのか？ 仕様書をみる限り保守点検に関する業務について言及がない。 不具合時の交換作業は、製品保証に付随する作業に過ぎず、保守点検業務には該当しないと思われる。 ※保守が含まれているか否かで、リース契約の形態を調整する必要があるため確認します。	本事業 仕様書(その2)における「5. 事業内容 (6) 各種仕様 ④ 保守点検業務」に記載のとおり、受注者がリース期間中において賃貸借対象物件に不具合が発生した場合には、速やかに交換等の措置を行うことを求めるものです。 従って、定期的な巡回点検や予防保全を目的とした点検行為を想定しているものではなく、不具合発生時の対応を中心とした内容となっております。 なお、この点検・交換対応は付帯サービス付き賃貸借契約における保守の範囲として位置付けられるものであり、応募に当たっては、当該内容を含めて御提案いただく必要があります。	仕様書(その2) 5 ページ